

産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会（第2回）

議事要旨

日時：平成29年6月15日（木曜日）15時00分～17時00分

場所：経済産業省別館9階 別館944共用会議室

出席者

日高委員長、浅見委員、天野委員、有田委員、安藤委員、金森委員、駒沢委員、坂本委員、辰巳委員、長田委員、三上委員、持丸委員、山中委員、米岡委員

議題

1. 新たな基準認証の在り方について

議事概要

1. 新たな基準認証の在り方について

議題1について、資料2に沿って事務局から説明し、委員の意見を求めたところ、主な意見は以下のとおり。

< 標準化とビジネスモデルについて >

- ・標準化は、国全体のビジネスモデルを考え、各省でなく日本全体で進めるべき。
- ・製造とサービスとを一緒に考え、ビジネス拡大や競争力強化のために何の標準を作るかが重要。
- ・新しいテクノロジーをいかに早くルールに埋め込み、先行者利益を得るかが大切。
- ・標準化を活用した市場優位性の構築には、確立されたビジネスに活用する場合と、未だ形のないビジネスにおいてルールインテリジェンスのアジェンダ設定から活用する場合とがあり、この2つを分けて戦略を考えた方がわかりやすい。

< 標準化体制について >

- ・技術を国際規格にするだけでなく、各国のルールに入れ込み初めてワークする。大変な労力と時間をかけて誰が実行するかが、今回の政策見直しの実効性を担保するのに重要。
- ・IT環境など今の世代に合った審議体制を構築して欲しい。

- ・自動運転のような最先端分野では、最先端かどうかは技術基準の判断材料。日本の国際標準化の取組は海外より遅いため、体制整備が必要。
- ・案件毎に有機的に関係者が集まる仕組みが必要。経済産業省が作ったルール形成戦略室のような、原課を持たない部署で調整することも有効ではないか。
- ・トップランナー制度は業界団体とかみ合わない。新しいビジネスモデルは、先行企業を産総研や経産省に集めて進めることが必要。
- ・政府間対話を通じて相手国の基準に盛り込んでいくことも肝要であり、これは官が支援すべき。
- ・身近なアジアの国々と仲良くして標準化活動をすべき。
- ・海外の標準化機関や試験機関は、消費者もお客様として丁寧に対応している。

< 標準の普及・活用について >

- ・「日本に有利な標準をアジアに普及」というのは書き過ぎではないか。
- ・標準の普及先は、欧米もあり、アジアに限定していることに違和感がある。
- ・インド等では、国際規格及び国家規格がなければ、欧州や米国の規格が導入される。JIS自体が国際的な規格となるべき。
- ・政策案が国際標準を作るまでで終わっているのは問題。海外は、国際市場を獲得する手段として標準を使っている。標準を作る際に、出来た標準の使い方も検討すべき。
- ・基準・認証・保険の3点セットでのビジネスモデルが一つのプロトタイプ。大臣によるJIS制定前に、何らかのオーソライズが出来ると良い。
- ・認証機関の体制が欧州に比べて弱いのは大きな問題。
- ・日本が規格を作っても、海外の認証機関のビジネスとなってしまうことがある。標準化に着手する段階で、認証も含めた制度全体を設計することが重要。
- ・JISをISOにするだけがすべてではない。JISがISOよりも有効なこともある。

< サービス分野の標準化について >

- ・ サービスを対象に加えることは賛成。
- ・ サービス分野の標準化については、戦略分野を設定して、関係企業を募り、業界横断的に進めることになるのではないか。
- ・ サービス分野の標準化の推進母体は、業界団体がなければ、産総研でもいいし、日本規格協会の標準として一旦作り、J I S がなければ、I S O にすることも可能ではないか。
- ・ 製造業のサービス化に対応した製造業の業界団体がなく標準化がやりづらい。
- ・ J I S の I の industry の英語の定義にはきちんとサービスが位置づけられている。

< 規格の制定・改正の迅速化について >

- ・ 規格の制定・改正の迅速化は必要。
- ・ 重厚長大な産業でも、最近はリードタイムが極端に短くなり、スピード感が重要。
- ・ 最初から完璧なものを求めるのではなく、皆が議論しながら完璧にしていくことで良いのではないか。
- ・ 一方、安全の担保とのバランスも重要。

< 人材育成について >

- ・ 人材育成については、海外企業や標準化機関への留学等のリードタイムの短い方法もあるのではないか。
- ・ 人材育成の対象は企業の職員に限られているように見えるが、消費者が使うものについては、その標準化に消費者が関わる仕組みが必要。

< 中小企業における標準化について >

- ・ 中小企業にはサービス業も多いが、その品質担保のために規格化をすることには賛成。

- ・ 小規模企業にとっては、認証取得費用が負担になるので、支援が必要。
- ・ 中小企業に対する、標準化の意義についての啓蒙活動を今後も継続すべき。

お問合せ先

産業技術環境局 基準認証政策課

電話：03-3501-9232

FAX：03-3501-1418